

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護士田中節治の上告趣意について。

論旨（一）、（三）は事実誤認及び量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。次に論旨（二）について案ずるに、原判決の支持した一審判決が適法に認定した事實は、被告人は判示の日時にA、Bから判示の映写機四台の売却方を依頼され、右映写機四台が全部赃物であることの情を知りながら、C外二名と共謀の上直ちにこれを鳥取市から判示の場所まで運搬した上、判示日時に判示場所で右四台の内判示の二台を同人等をして判示のDに判示の代金で売却させたが、残りの二台については、売却などの周旋ができなかつたということである。右認定事實によれば、被告人の右行為はこれを包括的に観察して赃物運搬牙保罪の包括一罪として処断さるべきである。原判決が被告人の右行為を目して赃物運搬罪と赃物牙保罪の二罪が成立すると判示したのは刑法二五六条二項の解釈を誤つたもので、原判決には法令違反の違法がある。しかし、原判決は結論として一審判決（同判決は赃物牙保罪の一罪の成立を判示している）を肯認しているのであるから、原判決の右法令違反は結局判決に影響を及ぼすものでない。従つて原判決には法令違反があるから破棄さるべきだとの論旨も採用できない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三二年四月一六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官

高 橋

潔

裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	三
裁判官	垂	水	克	己